婚姻および離婚証明申請書 (CERTIFICAT DE MARIAGE ET DE DIVORCE)

在ストラスブール日本国総領事殿

発行年月日:

申請者氏名 <u>外務 太郎</u> 申請日 <u>20XX</u> 年 6 月 <u>15</u> 日
住 所 20, place des Halles 67000 Strasbourg e メール consulaire-cgj@yahoo.co.jp
電話番号 自宅: 03 88 52 85 00 携帯: 06 12 34 56 78
使用目的 滞在許可証申請のため 提出先 バ・ラン県庁
下記の事項を全て <u>ローマ字</u> でご記入ください。
NOM et prénom de l'époux : <i>GAIMU</i>
<u>Date et lieu de naissance</u> : <i>19 / 01 /1990 à KYOTO</i> 生年月日及び出生地(都道府県名)
NOM et prénom de l'épouse : <i>GAIMU (NAIMU) SHOKO</i> 妻の姓名(旧姓で記入)
<u>Date et lieu de naissance</u> : <i>15 / 12 / 1990 à HIROSHIMA-KEN</i> 生年月日及び出生地(都道府県名)
<u>Lieu de mariage</u> : <i>HOKKAIDO</i> 婚姻届提出先(都道府県名)
<u>Date de mariage</u> : 10 / 05 / 2016 婚姻届出の年月日(西暦)
<u>Lieu de divorce</u> : <i>HOKKAIDO</i> 離婚届提出先(都道府県名)
<u>Date de divorce</u> : <i>01 / 12 / 2019</i> 離婚届出の年月日(西暦)
<u>Mairie de délivrance</u> : <i>OTARU-SHI, HOKKAIDO</i> 戸籍謄本の発行市町村役所名
<u>Date de délivrance</u> : <i>01 / 06 / 20XX</i> 戸籍謄本の発行年月日
注 証明書は、その発行から長い期間が経過すると、提出先によっては証明書の効力が失われてしまう場合がありますので、できるだけ早く受け取りを行うようお願いします。また、お引取りのない証明書(提出された関係書類の原本を含む)は、3年間の保管期間が経過した後、廃棄されますのでご承知おき願います。
☑私は、上記注に記載された事項について了承しました。
 在外公館記入欄

交付年月日:

証明番号: